

座席及び座席取付装置に係る基準について(UN-R17 関係)

- 適用範囲
 - 乗車定員 9 人以下の乗用自動車
- 改正概要
 - 「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」の改定が国連自動車基準調和世界フォーラムで採択され、前面衝突時の荷物の移動からの乗員保護に関する試験において、座席ベルト構成部品を取り付けた状態で試験を行い、試験後に損傷があった場合には、その機能を確認することとなります。
- 改正時期(予定)
 - 平成 31 年 5 月
- 適用時期(予定)
 - 新型車： 平成 32 年 9 月
 - 継続生産車：平成 34 年 9 月

(参考)

